

○小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例

平成 10 年 12 月 21 日
条例第 31 号

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 143 条第 1 項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他その保存のため必要な措置を定め、もって良好な都市環境の保全を図るとともに、市民の文化的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる「伝統的建造物群」をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第 142 条に規定する「伝統的建造物群保存地区」(以下「保存地区」という。)をいう。

(保存計画)

第 3 条 教育委員会は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)の規定に基づく保存地区が定められたときは、小浜市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めるものとする。

2 前項の保存計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項

(2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)および伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件(以下「環境物件」という。)の決定に関する事項

(3) 保存地区内における建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の保存整備計画に関する事項

(4) 保存地区内における建築物等および環境物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のため必要な管理施設および設備ならびに環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、第 1 項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第 1 項および前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。

(現状変更行為の規制)

第 4 条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、市長および教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建築物等の新築、増築、改築、移転または除却

(2) 建築物等の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

(6) 水面の埋立て

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で、次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転または除却

ア 仮設の工作物の新築、増築、改築または移転

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転または除却

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹または危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 福井県公安委員会が行う道路標識等の設置または管理に係る行為

3 市長および教育委員会は、第 1 項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第 5 条 市長および教育委員会は、前条第 1 項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準(市長にあっては、第 8 号に定める基準)に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築もしくは改築または修繕、模様替えもしくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持しているものと認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置および移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築もしくは改築または修繕、模様替えもしくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、これらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置および移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6) 第 4 号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第 1 項第 3 号から第 6 号までの行為については、これらの行為後の地表面の形状その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等または土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存または当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第 6 条 国もしくは地方公共団体の機関または法令の規定により、文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号)第 4 条第 5 項の国または地方公共団体の機関とみなされる法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第 4 条第 1 項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第 4 条第 1 項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長および教育委員会に協議しなければならない。

第 7 条 次の各号に掲げる行為については、第 4 条第 1 項および前条の規定は適用しない。この場合において、第 4 条第 1 項の許可または前条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長および教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(1) 都市計画法による都市計画事業の施行として行う行為

(2) 都市計画法による国、県もしくは市または当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設または市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為

(3) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 1 項に規定する河川または同法第 100 条第 1 項の規定により指定された河川の改良工事の施行または管理に係る行為

(4) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)による道路の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良、その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕もしくは災害復旧に係る行為

(5) 交通監視塔等道路交通の安全のため必要な施設の設置または管理に係る行為

(6) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)による公園事業の執行に係る行為

(7) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)による都市公園または公園施設の設置または管理に係る行為

(8) 法第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財もしくは法第 109

条第1項の規定により指定され、もしくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為または福井県文化財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)もしくは小浜市文化財保護条例(平成12年小浜市条例第12号)の規定により指定された文化財の保存に係る行為

- (9) 郵便差出箱または信書便差出箱の設置または管理に係る行為
- (10) 国または地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路または空中線系およびこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置または管理に係る行為
- (11) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路または空中線系およびこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置または管理に係る行為
- (12) 公衆電話施設の設置または管理に係る行為
- (13) 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務の用に供する線路または空中線系およびこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置または管理に係る行為
- (14) 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)による有線テレビジョン放送業務の用に供する線路もしくは空中線系(その支持物を含む。)の設置または管理に係る行為
- (15) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路または空中線系およびこれらに係る電気通信設備を收容するための施設の設置または管理に係る行為
- (16) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)または管理に係る行為
- (17) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業もしくは水道用水供給事業の用に供する施設または下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管もしくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置または管理に係る行為

(助言等)

第8条 市長および教育委員会は、保存地区の保存のために必要があると認めるときは、保存地区内において第4条第1項各号に掲げる行為をしようとする者またはした者に対して、必要な助言、指導または勧告をすることができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長および教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の規定によってなした許可を取消し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転または除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定またはこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定またはこれに基づく処分に違反した工事の注文主もしくは請負人(請負工事の下請人を含む。)または請負契約によらないで自らその工事を行っている者もしくはした者
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長および教育委員会は、前項の規定により処分をし、または必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ当該処分または措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

(損失の補償)

第10条 市は、第4条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第11条 市は、保存地区内における建築物等および環境物件の管理、修理、修景または復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、または当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第12条 教育委員会に審議会を置く。

2 審議会は、市長および教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存に関する基本事項または重要事項を調査審議し、およびこれらの事項について市長および教育委員会に建議する。

3 審議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第 13 条 次の各号の一に該当する者は、5 万円以下の罰金を科する。

(1) 第 4 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 9 条第 1 項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第 14 条 法人の代表者または法人もしくは代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務または財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても前条の刑を科する。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則および教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあった日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 保存計画を策定するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 19 年 9 月 28 日条例第 16 号)抄

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

○小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

平成 11 年 2 月 1 日
教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 10 年小浜市条例第 31 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項各号に掲げる行為をしようとする者は、現状変更行為許可申請書(様式第 1 号)を小浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出して行わなければならない。申請した内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の申請書には、設計図その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(許可の決定)

第 3 条 教育委員会は、前条の規定による許可の申請があったときは、速やかに許可の可否を決定しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、条例第 1 2 条に規定する審議会に諮問し、審議を経て決定するものとする。

2 教育委員会は、条例第 4 条第 1 項の規定による許可を決定したときは、現状変更行為許可書(様式第 2 号)により、許可をしなかったときは、その旨を記載した文書により当該申請者に通知するものとする。

(完了等の通知)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了しまたは中止したときは、速やかにその旨を完成写真その他市長が必要と認める書類を添付した現状変更行為の完了・中止届出書(様式第 3 号)により教育委員会に届出しなければならない。

(国の機関等の協議の手続)

第 5 条 条例第 6 条の規定による協議は、第 2 条第 2 項の規定による書類を添付した伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の協議申出書(様式第 4 号)を提出して行うものとする。

(通知の手続)

第 6 条 条例第 7 条の規定による通知は、第 2 条第 2 項の規定による書類を添付した伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の通知書(様式第 5 号)を提出して行うものとする。

(審議会の組織)

第 7 条 条例第 12 条の規定による小浜市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が教育委員会と協議して任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係地域を代表する者
- (4) その他市長および教育委員会が必要と認める者

2 審議会委員の人数は、15 名以内とする。

(審議会委員の任期)

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会が必要と認めるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

4 臨時委員の任命は、前条の規定を準用する。

(会長および副会長)

第 9 条 審議会に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、審議会の委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 10 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員および議案に関する臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員および議案に関する臨時委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(委任)

第 12 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画決定の告示のあった日から施行する。ただし、第 7 条から第 12 条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 8 月 31 日教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 24 日教委規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 20 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

